

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2507号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

「初午の子供たち」(富山県・国指定無形民俗文化財)



もくじ

政治随情

行動策策想報

地方財政に関する総務大臣・地方六団体の会合を開催……………	(2)
徹底した行財政改革への取組を期待「平成17年度財政課長内かん ブロードバンド・ゼロ地域脱出計画について」……………	(4)
茨城県三和町長 舘野喜重郎……………	(17)
わが町のコミュニティ活動……………	(19)
政策リーダー……………	(20)

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

閑話休題

現行特例法の適用で合併が進んだ後の市町村数が2400台になる見通しともいわれるが、それは政権党の選挙公約である。市町村数1000目標」がなかなか達成しがたいこともある。来年度から5年間の新法での合併でも、この目標が達成できなければ、どうするつもりなのだろうか。

市町村合併と住民投票

千葉大学教授・東京大学名誉教授
大森 彌

それにしても、今回の合併の動きを見ると気になることは少なくない。その一つが合併の是非を問う住民投票の実施である。特例法上は、住民発議の協議会設置が議会で否決されたときには住民投票にかけうることになっている。これは、合併に消極的な議会の意思を越える方策として組み込まれたものであるが、根本には合併が自治体の最重要決定事項であるから住民の直接判断に委ねてしかるべきだという考えがある。こうしたことが間違っているわけではないが、現に行われている住民投票アンケート形式を含めには、合併是非の結果にかかわらず、疑問を感じたケースが少なくない。もし住民の直接意思で自治体の将来を決めるといっているのであれば、まず、公選職(首長と議員)が分かりやすい資料と提案をもって住民の中に何度でも入り、自分たちの考えを訴え論議することが必須の前提条件であるはずである。問題なのは「パスに乗り遅れまい」として、根拠の曖昧な見通しの暗い「財政シミュレーション」を持ち出して、しかし、自分たちでは責任をとりたくないため安易に住民投票にかけようとするケースである。その結果がどうであれ、厳しい評価にさらされ歴史に責任をとらなければならないのは公選職のみである。その覚悟がない人は辞職すべきなのである。

合併の住民投票の結果が是であれ非であれ、住民はどういう責任をとりうるのだろうか。少なくとも住民投票後は、住民は、今後の自治体運営において自ら「身銭を切る」ことを含め参加と協働に乗り出す責任がある。果たして、そうするのだろうか。そういう町村もあるが、住民投票でその責任が霧散してしまえば、その後の自治体はさしたるものにはならないであろう。それを問いつけたい。

地方財政に関する 総務大臣・地方六団体の会合を開催

～ 地財計画の策定のあり方などを要請 ～

地方財政に関する総務大臣と地方六団体との会合が、1月18日東京市内のホテルで開かれた。

会合には、麻生総務大臣をはじめ総務省の幹部が出席、地方側からは山本全国町村会長はじめ地方六団体の会長等が顔をそろえた。

総務大臣側からは、今国会に提出が予定されている地方税財政関係法案について説明がなされた。一方、地方六団体からは、地方財政計画の策定に関する申し入れなどを行った。

会合は、昨年の三位一体の改革に関する協議の中で、交付税の算定等について意見交換する機会を引き続き設けてもらいたいとする、地方側の求めに応じて開かれたもの。平成17年度の地方財政対策策定をめぐっては、昨年の後半から数次にわたり、総務省と地方六団体との間で協議が重ねられきたが、今回「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」として仕切り直し新たに発足させた。

当日は、麻生総務大臣をはじめ今井副大臣、松本大臣政務官、香山事務次官ら総務省幹部が出席した。また、地方側からは山本文男全国町村会長をはじめ地方六団体の会長等が出席した。

会合では、麻生総務大臣の挨拶に続き、総務省幹部から地方交付税法など今国会に提出が予定されている地方税財政関係法案について説明がなされた。

一方、地方六団体側からは、平

成18年度以降の地方交付税についても所要額を確保することや、地方の予算審議に配慮した地財計画に関する情報提供、さらには「中期地方財政ビジョン」の策定スケジュールの早期提示などを求める申し入れを行った。

この総務大臣との会合は、今後も適時開催することとなっている。地方六団体が申し入れた「今後の地方財政のあり方等については次の通り。

今後の地方財政のあり方等 について

1 地方財政計画及び地方交付税について

(1) 過去、国による景気対策や政策誘導型の地方単独事業などに伴い発行した地方債の元利償還金について、地方交付税で措置すると約束されたものがピークを迎えているので、こうした事情を踏まえ、平成18年度の地方交付税について

も、少なくとも平成17年度以上の額を確保すべきものであること。

(2) 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。

(3) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後、順次縮小すること。併せて、新たにこうした制度を設けたり、拡大したりしないこと。

(4) 地方財政計画と決算との乖離に關し、平成17年度は投資的経費と経常的経費の規模は正が一部図られたが、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。

(5) 地方財政計画等に関する情報については、地方議会における予算審議に配慮し、可能な限り早期に提供すること。

(6) 地方財政に関する予見可能性を向上させるための「中期地方財政ビジョン」については、地方六団体の参画を得て策定すること。また、「ビジョン策定に向けての地方団体側の取り組みを促進するため、策定に到るまでのタイムスケジュール(案)」を早期に提示する

活 動



山本全国町村会長(中央)



麻生総務大臣(中央)

こと。

(7) 平成17年度の地方財政計画においては、地方税の増収を見込んでいるが、地域間格差が生ずることが想定されるため、地方交付税の適切な算定を行うこと。

2 地方税について

(1) 政府・与党合意の概ね3兆円規模を確実に実施すること。また、この税源移譲の基本とされている個人住民税(所得割)の税率のフラット化に際しては、税源移譲が増税目的ではないことから、個々の住民レベルにおいて、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な調整措置を講ずること。

(2) 個人所得課税の定率減税の縮小が行われた場合、個人住民税が増収となるが、この増収分は、まず減税補てん償を廃止するなど補てん措置の解消に充当すべきものであり、三位一体改革による税源移譲額に含めるようなことは決してしてはならないこと。

また、この定率減税の縮小による所得税の増収分を、年金財源(基礎年金の国庫負担の引上げ)に充当するとの意見があるが、この増収分は、当然に地方交付税率により所定の額がきちんと地方交付税原資に充当されるべきものであること。

(3) 平成19年度以降の地方分権改

革において争点となることが想定される消費税及び地方消費税の在り方に関しては、地方六団体の意向を十分尊重されたいこと。また、毎年度の税制改正において実施される地方税の各種非課税措置、特例措置等の新設、改廃等についても、地方六団体の意見を踏まえた上で対応すること。

3 国庫補助負担金のスリム化、交付金化について

(1) 政府・与党合意の国庫補助負担金改革の工程表には、税源移譲が行われない「4700億円のスリム化の改革」が盛り込まれているが、その詳細を個別の細目事業単位で速やかに明らかにするとともに如何なる内容で如何なる考え方に基づいて行われるものなのか、事業所管省及び財務省並びに政府は地方に対し明確に説明すべきであること。また、その工程表では、税源移譲につながる国庫補助負担金、交付金化となる国庫補助負担金の詳細が明らかにされておらず、地方公共団体の予算編成に支障が生じるため、これらの内容を早急に明らかにすること。

(2) 国庫補助負担金の交付金化に当たっては、地方の意見を聞き、国の関与や無駄な行政コストを排

し、低コストでより良いサービスを住民に提供できる仕組みとするとともに、引き続き一般財源化に向けた税源移譲を検討すべきこと。また、小・中学校の施設整備の補助単価の引下げや中心市街地商業等活性化総合支援事業費の補助率引下げの動きがあると聞いているが、補助金の削減や交付金化に伴って実質的な補助率が引き下げられるようなことはあってはならないこと。

なお、交付金化に併せて、都道府県と市町村間の費用負担の変更等の制度変更を地方への協議なく行わないこと。

4 国の関与・規制の廃止、見直し等について

(1) 三位一体の改革を目的とする地方分権の推進のためには「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に記載されているとおり、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図ることが必要であり、この取り組みを促進するため、国と地方の協議の場を設置し、具体的な方策、工程表を策定すること。

(2) 国庫補助負担金改革に併せて、国の事務事業の再編、組織機構の見直し及び国家公務員の配置の適正化を実施すべきであること。

平成17年度財政課長内かん

徹底した行財政改革への取組を期待

総務省は1月19日に開催した全国都道府県総務部長会議で、平成17年度の地方財政の見通しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を示した。

内かんは平成17年度の地方財政について、借入金残高が17年度末に205兆円に達するなど大幅な財源不足の状況にあり、地方団体においては、分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化、歳入については自主財源の積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとした。

17年度予算編成にあたっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、個性と工夫に満ちた魅力ある地域の形成、循環型社会の構築と少子・高齢化対策等の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるとともに、地域再生に積極的に取り組むことを要請している。財政課長内かんの概要は次のとおり。

予算編成の基本的考え方

平成16年度の我が国経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復が続くと見込まれる。物価については、

国内企業物価は原油など素材価格が高騰した影響による上昇がみられるが、消費者物価は前年比で小幅な下落基調が続くなど、緩やかなデフレ状況が継続すると見込まれる。

「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地

方のできることは地方に」との方針の下、「基本方針2004」に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、各分野にわたる構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとしている。また、

デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となつて政策努力を更に強化するほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととし、平成17年度においては、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資が増加するなど企業部門が引き続き改善することを背景に、景気回復が雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると見込まれている。

これにより、我が国経済は、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、物価については、政府・日本銀行一体となつた取組を進めることにより、デフレからの脱却に向けた進展が見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成16年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財

政の借入金残高は平成17年度末には205兆円に達する見込みとなつているが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されること強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成17年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ

政 策

総合的に推進し、地域再生に積極的に取り組まれた。

1、平成17年度の国内総生産の成長率は、名目1・3%程度、実質1・6%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮された。

2、地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)の趣旨等も踏まえ、引き続き行政改革の計画的な取組を推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など行政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められたい。特に民間委託等の推進については、「地方公共団体における事務の外部委託の実施状況の調査結果等を踏まえた民間委託等の推進の観点からの事務事業の総合的点検について」(平成16年3月25日総務省自治行政局長通知)などを踏まえ、各地方団体においても、更に積極的かつ計画的に取り組まれたい。また、地方団体全体の取組状況や先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、適宜、紹介するので参考とされたい。PFI事業の活用や行政評価システムの導入など

の新たな行政改革手法についても積極的に取り組まれたい。

なお、「今後の行政改革の方針」に基づき、平成16年度末までに新たな地方行政指針を策定する予定であるので、留意されたい。

3、定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。給料や諸手当において不適正・不適切な制度・運用がある場合には、速やかにその適正化を図られたい。

特に、高齢層職員について、昇給停止年齢を国と同様に原則55歳に引き下げる等の措置を講じていない団体にあつては、早急に措置されるとともに、特殊勤務手当については、「地方公務員の特殊勤務手当の適正化について」(平成10年5月11日付自治省給与課長通知)及び「特殊勤務手当に係る総合的な点検の実施について」(平成16年12月27日付総務省給与能率推進室長通知)に基づいて廃止を含め、早急にその見直しを図られたい。

国家公務員の退職手当については、昨年10月より、最高支給率が59・28に引き下げられ、また、退職時の特別昇給についても、昨年5月1日付けをもって廃止されているところであるので、地方公共団体における退職手当についても、国に準じた措置を早急に講じられたい。

定員管理については、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、見直しを図るなど、定員管理の

適正化を一層推進し、定員の縮減に努められたい。特に、市町村合併の進展を踏まえ、計画的に組織の合理化や公共施設の効率的な配置を進めることなどにより、一層の定員管理の適正化に努められたい。

なお、国において、「今後の行政改革の方針」により、平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを旨とする。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。とされていることに留意されたい。

また、昨今の厳しい財政状況等を踏まえた「定員モデル(町村分)」の改定結果を本年3月末までに送付するので、各地方団体における定員管理の参考指標として、積極的に活用されるよう貴都道府県内の町村に対し助言されたい。

職員の人材育成については、分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組まれたい。なお、人事評価システムの構築に対する地方財政措置を新たに講じることとしている。

4、各地方団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化債を引き続き発行できることとし、平成16年度と同様、「地方財政法」第5条の範囲内での充当事業の拡大及び発行可能額の拡大を行うこととしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確側十分配慮したうえ、活用を図られたい。

5、適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

6、「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」といふ。)の下で十分な成果があげられるよう、市町村合併を積極的に推進してきたところであるが、昨年5月の同法の一部改正により、平成17年3月31日まで合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村(以下、経過措置団体)という。)については、引き続き同法を適用する経過措置が講じられたところである。

このため、地方財政措置の拡充、公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んだ政府の「市町村合併支援プラン」については、原則として、

経過措置団体に対しても適用することとされたところであり、この支援プランに基づく各種支援等の活用を図らねばならない。

また、現行合併特例法の期限後も引き続き自主的な市町村合併を推進するため、昨年5月に「市町村の合併の特例等に関する法律」平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）が制定されたところであるが、合併新法下においても、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、同法において、市町村合併の推進に関する構想の策定など、都道府県が新たな役割を担うこととされたことを踏まえ、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

7、投資的経費に係る地方単独事業については、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画の歳出について投資的経費と経常的経費の一体的な削減は正に着手したところであり、この結果、「基本方針2003」に沿った抑制分(4,000億円の減)と一体的な削減(7,000億円の減)とをあわせて、前年度比1兆1,000億円減の12兆3,700億円程度を計上したところである。なお、この一体的な削減は正は、平成18年度以降も着実に実施することとしている。

この額は、前年度の額に比して8・2%の減となっているが、削減は正分を除いた場合は3%の減である。

り、地方団体の予算編成に当たっては、この増減率を参考として、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の实情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要必要な事業量を確保されたい。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」(6,300億円)において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、それぞれ次に例示するような事業について財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図られたい。

- (1) 循環型社会形成事業
 - ・ 地域環境保全・創造対策」として、地方団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策に係る事業等
- (2) 少子・高齢化対策事業
 - ・ 「子育て支援事業」として、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等
- (3) 地域資源活用促進事業
 - ・ 「地域経済新生事業」として、地域の産業・経済基盤の強化と個性ある発展につながる基盤整備事業
 - ・ 「観光立国推進対策」として、観光資源を有効活用し、外国人観光客の誘致等を図るための施設の整備
 - ・ 「地域文化・スポーツ施設活用促進事業」として、既存の文化・スポー

ツ施設の有効活用を図るためのリニューアル事業

(4) 都市再生事業
・ 「都市再生関連対策」として、都市再生のために行われる快適な都市環境施設の整備、都市基盤の向上に資する施設の整備等

(5) 地域情報通信基盤整備事業
・ 「地域情報化推進事業」として、地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備、電子自治体業務の共同処理センター機能の整備等
さらに、「地域再生事業」として、

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体が事業を円滑に実施できるように、引き続き、地方債措置を講じることとしている。

なお、「都市公園等一体整備促進事業」及び「港湾緑地一体整備促進事業」については、平成16年度をもって廃止することとしているが、平成16年度までに既に起債許可を受けているものは、経過的に最長平成20年度まで従来どおりの財政措置を行うこととしている。

8、「地域再生関連対策」として、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業について所要の地方債措置を講じることとするほか、アウトソーシング等の促進、「コミュニティ・サービス事業等の活性化、ICTを活用した地域通貨の導入・普及、ひとつくり、安心・安全な地域

づくり及び観光振興に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

9、地域を支える人づくり事業」として、U、J、エターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
10、「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

11、「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
12、「e-Japan戦略」(平成15年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)及び「e-Japan重点計画」2004(平成16年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

このため、各地方団体においては、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方団体の業務改・革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まねばならない。

政 策

このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として、

- ・ 地方団体が行う庁内LAN及び必要な職員に対する1人1台パソコンの整備、

- ・ 総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービス制度の運営、

- ・ 申請・届出、入札、歳入、地方税申告手続等の電子化の推進、

- ・ セキュリティポリシー策定やセキュリティ監査、セキュリティ研修等の情報セキュリティ対策等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがICTを利用できる社会を実現するための取組に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

13、「教育情報化対策」として、平成17年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、全ての公立小中等学校等がインターネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

14、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、日本育英会において平成16年3月末日をもって廃止されたことに伴い日本育英会において実施されていた高校奨学金貸付事業については、平成17年度から都道府県に事業を移管し

実施することとされているため、その円滑な実施が可能となるよう、事務処理に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

15、「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

16、「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

17、「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度の特例措置(離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ)については、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成18年3月31日まで延長することとしている。

18、「中小企業金融対策」については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託に係る地方交付税措置を講じることとしている。

19、「中心市街地再活性化特別対策

事業」として、引き続き、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方財政措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

20、「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしている。

このうち、国庫補助事業と連携して行う農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業についても、地方財政措置を講じることとしている。

平成16年度までとされていた中山間地域等への直接支払いについては、将来に向けた農業生産活動を継続できる取組を促す方向で制度見直し等を行った上で、平成21年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費に対しても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、新たに離島漁業を再生するための漁業集落による生産力向上等の活動を支援する「離島漁業再生支

援交付金」が創設され、平成21年度までの事業とされているところであるが、当該交付金による事業と連携して、地域の実情に応じて行う離島地域への支援事業等の地方単独事業に要する経費に対して地方交付税措置を講じることとしている。

21、「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また、森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

22、「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に関し地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

23、姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進を図るため、姉妹都市交流に係る地方財政措置を拡充することとしている。また、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」(平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定)等を踏まえた宣伝・広告、受入れ体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

24、小学校における総合学習の時間などを活用した英語活動を一層推進するため、小学校専属ALT(外国

政 策

語指導助手)を重点的に増員するなど語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)を拡充することとしている。また、地域の国際化を推進するため、国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

25、「治安維持特別対策」として、警察官3、500人の増員を見込むとともに、交番相談員の増員、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

26、「子ども・子育て応援プラン」、「新障害者プラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、規模は正分も含め社会福祉系統経費(単独)を前年度に比し約4・2%、約1、810億円増の4兆5、200億円程度計上することとしている。

27、「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、公共交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は地方交付税による措置を講ずることとしている。なお、

庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講ずることとしている。

28、「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、介護保険事業計画の策定、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講ずることとしている。また、介護保険制度については、平成12年4月の法施行後5年を目的とした制度全般の見直しの一環として、給付の内容の見直し等の制度改正が予定されていることから、それに伴うシステム改修等の経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

29、「子育て支援事業」として、育児相談事業等地方団体が地域の実情に応じて行う事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

30、「地域環境保全・創造対策」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

31、「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

32、「防災対策事業」として、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講ずることとしている。

また、新たに武力攻撃事態等における国民の保護の観点から必要となる設備整備についても、同様の措置を講ずることとしている。

なお、平成16年3月の中央防災会議では東海地震に係る地震防災基本計画の修正、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定などがなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努められた。

33、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、都道府県及び市町村は国民保護計画の策定や警報の伝達・避難指示・避難誘導等の国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされているが、これらの業務を行うに当たり必要な体制整備に係る経費として、国民保護計画策定や住民に対する普及啓発、国民保護訓練の実施等の経費について地方交付税措置を講ずることとしている。

これらを踏まえ、都道府県の国民保護計画は平成17年度中を旨途に、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画は平成18年度を旨途に作成されるよう、所要の準備を進められた。

34、救命効果の更なる向上を図るた

め、救命救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の充実・強化に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

35、PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治事務次官通知)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)を参考として、適切な需要見直しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努められた。

36、地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、適正な管理・運用に努められた。

37、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成17年度地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いつつ配慮されたい。

38、地方公営企業及び地方公社等(第三セクターを含む)については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんが

政 策

み、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「今後の行政改革の方針」の趣旨等を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組まれない。

39、第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知(の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。この場合、地方団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行う

とともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

40、土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」の改正について(平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)等を踏まえ、次の点に留意されたい。ことに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたい。

- (1) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。
- (2) 「土地開発公社経営健全化対策について」平成16年12月27日付け総務事務次官通知)により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講ずることとしたので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組まれたいこと。
- (3) 地方団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得

することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

歳 入

1、地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

- (1) 平成17年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成17年度の税制改正による減収額を22億円と見込んでいること。
- (2) 平成17年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、9、958億円、3、1%増の33兆3、189億円(道府県税にあつては4、3%の増、市町村税にあつては2、2%の増)になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割2、4%の増、法人税割23、1%の増、利子割45、3%の減、法人事業税15、4%の増、地方消費税0、2%の増、市町村民税のうち所得割1、8%の増、法人税割18、3%の増、固定資産税(交・納付金を除く)0、6%の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- (3) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にすべきものであること。

- (4) 入湯税は、環境衛生施設 鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすべきものであること。

2、地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆8、419億円(前年度比6、967億円、60、8%増)であり、その内訳は、所得譲与税1兆1、159億円(同6、910億円、162、6%増)、地方道路譲与税3、072億円(同31億円、1、0%増)、石油ガス譲与税147億円(同7億円、5、0%増)、航空機燃料譲与税16

表1 平成17年度地方財政収支見通しの概要

平成17年1月19日現在

項 目	平成17年度 (見 込)	平成16年度	増減率 (見 込)	備 考
歳入歳出規模 (国保調整交付金を除く)	約837,700億円 〔約834,200億円〕	846,669億円 〔846,669億円〕	約 1.1% 〔約 1.5%〕	
地方一般歳出 (国保調整交付金を除く)	約673,200億円 〔約669,700億円〕	681,049億円 〔681,049億円〕	約 1.2% 〔約 1.7%〕	公債費(企業債を含む。)等を除く歳出
歳 出	約227,200億円	229,990億円	約 1.2%	
給与関係経費				
一般行政費				
うち単独分 1	約119,700億円	116,650億円	約 2.6%	1.平成17年度一般財源化に係る影響額を除く 2.投資的経費との一体的是正+3,500億円を除いた場合
〔乖離是正前〕 2	〔約116,200億円〕		〔約 0.4%〕	
公債費	約113,800億円	136,779億円	約 2.2%	
投資的経費				
うち単独分 3	約123,700億円	134,700億円	約 8.2%	3.一般行財政経費との一体的是正 7,000億円(一般財源ベース 3,500億円)を除いた場合
〔乖離是正前〕	〔約130,700億円〕		〔約 3.0%〕	
公営企業繰出金	約 28,700億円	30,797億円	約 6.9%	
うち企業債償還費				
普通会計負担分	約 20,600億円	21,841億円	約 5.8%	
その他	約 8,100億円	8,956億円	約 9.7%	
歳 入				
地方税 A	333,189億円	323,231億円	3.1%	1.交付税特別会計借入金 ・平成17年度見込み 約51.7兆円(うち地方負担分約33.6兆円) 平成16年度見込み 約50.2兆円 (うち地方債負担分約32.8兆円)
地方譲与税	18,419億円	11,452億円	60.8%	
うち所得譲与税	11,159億円	4,249億円	162.6%	
地方特例交付金	15,180億円	11,048億円	37.4%	
うち税源移譲予定特例交付金	6,292億円	2,309億円	172.5%	
地方交付税 B	168,979億円	168,861億円	0.1%	2.地方の借入入金残高 ・平成17年度末見込み 約205兆円
臨時財政対策費 C	32,231億円	41,905億円	23.1%	
「一般財源総額」 (A+B+C)	534,399億円	533,997億円	0.1%	
地方債 (臨時財政対策費を除く)	90,388億円	99,543億円	9.2%	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

1 億円(同3億円、1.8%減)、自動車重量税と税3、767億円(同21億円、0.6%増)及び特別とん譲与税11.3億円(同1億円、0.9%増)となっている。なお、平成17年度の所得譲与税1兆1,159億円については、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村(特別区を含む。)へ総額の5分の2を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は、平成16年度と同様、人口によることとしている。

3、地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で1兆5,180億円(前年度に比し、4.1%の増となっている)。

なお、平成17年度において、義務教育費国庫負担金の一部を暫定的に減額することとし、当該措置に係る減額相当分(4,250億円)について、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により措置することとしている。

(1) 減税補てん特例交付金(恒久的減税に伴う地方特例交付金)

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の4分の3の額(1兆4,398億円)からたばこ税の一部の地方への移譲(1,135億円)及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額(4,375億円)を控除した8,888億円であること。

(2) 税源移譲予定特例交付金(平成16年度及び平成17年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う地方特例交付金)

ア、平成16年度の義務教育費国庫負担金の見直しに係る税源移譲予定特例交付金(各都道府県の義務教育教職員の退職手当及び児童手当に要する経費に現行の義務教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額)2,042億円については、前年度と同様に人口を基準として交付することとしていること。

なお、財政力指数が1.0を超え、都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行うこととして

政 策

いること。

イ、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に係る税源移譲予定特例交付金(4、250億円)については、教職員給与費(義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して定めた各都道府県の教職員平均給与に標準法定数を乗じた額)を基本として交付することとしていること。

4、地方交付税

平成17年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税(所得譲与税に係る分を除く、以下同じ。)及び酒税の32%相当額・法人税の35.8%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額11兆9、810億円(平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成17年度分の精算額870億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額2兆5、899億円(既往法定分等3、657億円、恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分601億円及び臨時財政対策加算分2兆1、641億円)を加えた14兆5、709億円であり、前年度当初に比し8、177億円、5.3%減となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金1兆5、911億円、交付税特別会計における剰余金等4、402億円及び前年度からの繰越分1兆347億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額799億円及び利子支払額6、591億円を減額し

た16兆8、979億円であり、前年度に比し117億円、0.1%の増となっている。

各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 地方交付税の算定の改革については、一層の簡素化・透明化に取り組むとともに地方団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

ア、都道府県分について、企画振興費(投資)、その他の土木費(投資)を廃止しその他の諸費(投資)に統合するなどの経費の種類の統合を行うとともに、高等学校費(教職員数)の種別補正、林野行政費(公有林野の面積)の段階補正等の補正係数を廃止することとしていること。

イ、都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時高等学校整備事業債について、平成17年度許可債から事業費補正の適用を廃止することとしていること。

ウ、行政改革による経費の削減状況や徴収率の向上などを踏まえて、行政改革や徴税に要する経費について地方団体の経営努力に心える算定を実施することとしていること。

エ、単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを

引き続き進めることとしていること。

(2) 基準財政需要額については、(1)の算定の改革を行うとともに、引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、平成17年度において一般財源化することとされている国庫補助負担金については、その事業に係る事業費を基準財政需要額に算入するとともに、国民健康保険事業に係る都道府県財政調整交付金及び保険基金安定制度(保険料軽減分)、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分、養護老人ホーム等保護費負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額分(4、250億円)についても基準財政需要額に算入することとし、年齢構成差等を反映した補正を適用することとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウエイト等により地方団体ごとにかなりの差異が生じるものと見込まれること。

特に、平成17年度は一般財源化される国庫補助負担金の各地方団体ごとの状況により、基準財政需要額の増減幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

一方、基準財政収入額については、税源移譲に伴い、団体間の収入

の格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面100%算入することとしており、平成17年度は、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金はその対象となるものであること。

一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人関係税の増、道府県民税利子割の減が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割、法人税割及び固定資産税(家屋)の増、利子割交付金の減が見込まれる。ただし、基準財政収入額の見積りもりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること、法人関係税、住民税利子割(利子割交付金を含む)、住民税所得割(分離譲渡所得分)及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前と比較した場合、平成16年度算定に比し、経常経費(平成17年度一般財源化及び義務教育費国庫負担金の暫定的な減額(4、250億円)

政 策

表2 平成17年度 各種交付金計上額

(単位: 億円、%)

交 付 金 名	17年度	16年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	792.3	789.6	2.7	0.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	251.4	247.5	3.9	1.6
施設等所在市町村調整交付金	64.0	64.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,347.7	1,370.4	22.6	1.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	135.0	135.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	35.4	36.1	0.7	1.9
石油貯蔵施設立地対策等交付金	64.9	65.0	0.0	0.0
地方道路整備臨時交付金	7,408.0	7,072.0	336.0	4.8

に伴う増分を除く)にあつては、道府県分1・5%程度の減、市町村分0・5%程度の減、投資的経費(事業費補正分を除く)にあつては、道府県分10・5%程度の減、市町村分10・5%程度の減と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債(財源対策債を含む)の充当率を原則として90%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより投資的経費に係る基準財政需要額を減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債(財源対策債)の元利償還金については、その50%を公債費方式又は事業費補正方式により、50%を関係費目における単位費用において基準事業費方式により後年度において基

準財政需要額に算入することとしていること。

(5) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、3兆2、231億円を需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、その他の諸費(人口)(経常経費)の補正係数(加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く)を基礎として算出することとしていること。

(6) 平成17年度の特別交付税の総額は、平成16年度補正後計上額に比し6・4%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成16年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5、国庫支出金

国庫支出金については、「基本方針2004」において、国庫補助負担金の改革として、平成17年度及び平成18年度に3兆円程度規模の廃止・縮減等を行うこととされており、平成17年度予算においては、税源移

譲に結びつく改革として1兆1、239億円(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分4、250億円を含む)の改革や交付金化の改革として3、430億円の改革を行うほか、次のような制度改正が予定されているので、その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上7・6%程度の減(改革推進公共投資事業償還時補助分を除けば6・4%程度の減)になるものと見込まれる。

(1) 平成17年度における各種交付金の計上額は、表2のとおりであること。

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

(2) 改革推進公共投資事業償還時補助分については、国の平成16年度補正予算(第1号)において、平成13年度に貸付決定された特定資金公共投資事業債の平成17、18年度の償還分が前倒しで措置されたことに伴い、平成17年度においては大幅な減となつていくこと。

なお、国の平成16年度補正予算(第1号)において前倒しで措置された償還金及び償還時補助については、各地方団体においても、同年度内に予算措置を行い適切に対応されたいこと。

6、地方債

平成17年度の地方債計画は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、15兆5、366億円で、前年度に比し1兆9、477億円、11・1%の減となっている。

このうち、普通会計分は12兆2、619億円で、前年度に比し1兆8、829億円で、13・3%の減となっている。

また、公営企業会計等分は3兆2、747億円で、前年度に比し648億円で、1・9%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を3兆2、231億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村において政府資金を配分することとし、9、669億円を確保していること。

(2) 恒久的な減税による減収の一部及び平成15年度税制改正における先行減税による減収に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん償5、583億円を計上していること。

なお、資金については、市町村において政府資金を配分することとし、1、954億円を確保していること。

(3) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業

政 策

債、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として1兆7、600億円を計上していること。なお、これは個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(4) 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

ア、地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、「地域活性化事業」として所要額を確保していること。

イ、現行合併特例法の下における市町村合併を支援するため、合併前の市町村が行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりを計画的に実施できるよう、「合併特例事業」の計画額を大幅に増額していること。

ウ、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災システムのICT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、「防災対策事業」として所要額を確保していること。

エ、地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開し

ようとすると地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう、引き続き、「地域再生事業」として所要額を確保していること。

オ、地方団体が「特別養護老人ホーム」等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地の取得等を行う場合に、引き続き、地方債措置を講ずることとしていること。

なお、地方団体又は社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分についても、引き続き、地方債措置を講ずることとしていること。

カ、臨時地方道整備事業債（一般分）、臨時河川等整備事業債（一般分）及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き95%とすることとし、その所要額を確保していること。

キ、地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、引き続き所要額を確保し、官民一体となつたふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

(5) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(6) 地方債資金については、国の長

期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融公庫資金）を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、各地方団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び政令指定都市については、民間等資金による調達を一層推進することとしていること。

以上により公的資金の重点化・縮減を図つた結果、平成17年度地方債計画における地方債資金については、政府資金4兆7、200億円（前年度比8、800億円、15.7%減）、地方債計画中の構成比9.9%減、地方債計画中の構成比9.9%及び民間等資金9兆2、836億円（前年度比9、867億円、9.6%減、地方債計画中の構成比59.8%）となつていること。

なお、政府資金は、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指すものであり、財政融資資金のほか、日本郵政公社の資金（郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）を計上していること。具体的には、財政融資資金3兆5、400億円（前年度比1、600億円、4.3%減、地方債計画中の構成比22.8%）、郵政公社資金のうち郵便貯金資金4、300億円（前年度比2、

700億円、38.6%減、地方債計画中の構成比2.8%）、簡易生命保険資金7、500億円（前年度比4、500億円、37.5%減、地方債計画中の構成比4.8%）としていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆3、000億円（前年度比1、400億円、4.4%増、地方債計画中の構成比21.2%）、銀行等引受資金5兆9、836億円（前年度比1兆1、267億円、15.8%減、地方債計画中の構成比38.5%）となつていること。

(7) 民間資金の調達に当たっては、国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉のうえ、適切な借入条件の設定に努められたこと。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大形化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたこと。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型ミニ市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。なお、平成17年度においては、新たに2団体があるとともに、住民参加型ミニ市場公募債については、発行団体90団

体、3、300億円程度の発行が予定されていること。

さらに、発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、現在、市場公募地方債を発行する27団体においては、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行を行っているところである（平成17年度発行規模1兆3、000億円程度）が、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

そつした中で、地方債に関する制度のほか地方債はBIS（国際決済銀行）のリスク・ウエイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう積極的にIRR活動投資家・金融機関等への説明（等情報提供を行われたいこと）。

(8) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(9) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合

は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まられたいこと。

(10) 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

7、使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

歳 出

1、給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に対しては、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標

準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定員管理及び給与の適正化を推進するため、定員管理及び給与の状況について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、定員・給与の状況の公表を未だに行っていない市町村については、地方公務員法の改正により、給与を含めた各地方公共団体の人事運営の公表を義務化（平成17年4月1日施行）したことを踏まえ、早急に行うようになされたいこと。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員5、380人（平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は26、900人）を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、5、370人の減員を見込むことにより、全体として10人の増員を見込んでいること。なお、この減員の中には、研修等定数の見直し等に伴う2、482人の減員を含んでいること。

また、公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ。）についても、地方財政計画上、第6次公立高等学校教職員配置改善計画による増員1、402人（平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は7、008人）を

見込む一方で、生徒数の減少等による減員3、573人を見込むことにより、全体として2、171人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、74人の減員を見込むとともに、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて61人の定員削減を行うことにより、全体として135人の減員を見込んでいること。

(3) 警察事務職員を除く一般職員教員、警察官、消防職員を除く職員。については、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じた定員削減10、101人及び民間委託の一層推進等による減員3、527人を見込む一方で、消防防災関係職員の増員及び施設増に伴う増員として331人を見込むこととしていること。

(4) 警察官については、地方財政計画上、阪神・淡路大震災関連の臨時的増員分50人の減員を見込む一方、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、3、500人の増員を見込むことにより、全体として3、450人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、268人の定員削減を行うこととしていること。

(5) (2)から(4)により、教員、警察官及び消防職員を加えた地方財政計画上の全職員数は、12、411人の減員となること。

(6) 地方公務員共済組合等負担金については、表3のとおり改訂される予定であること。

政 策

表3 平成17年度の共済組合負担の組合別料率

区 分	警察官	警 察 事 務 職	都道府県 一 般 職	市町村 一 般 職	公 立	学 校
					義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職
長 期	給 料	85 3157%				
	期末手当等	68 2526%				
	公 経 済	17 2%				
追 加 費 用	98 8%	87 9%	97 9%	49 7%	140 1%	76 5%
短 期	給 料	49 76%	49 76%	43 57%	51 94%	43 67%
	短期+福祉	43 65%	43 65%	38 46%	45 22%	38 65%
	育休介護手当金	0 07%	0 07%	0 32%	0 32%	0 44%
	介護納付金	6 04%	6 04%	4 79%	6 06%	4 58%
	特別財政調整				0 34%	
期	期末手当等	39 80%	39 80%	34 86%	41 5%	34 93%
	短期+福祉	34 92%	34 92%	30 77%	36 17%	30 92%
	育休介護手当金	0 05%	0 05%	0 26%	0 25%	0 35%
	介護納付金	4 83%	4 83%	3 83%	4 85%	3 66%
	特別財政調整				0 27%	
事 務 費	240円	240円	240円	7 830円	240円	

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置と同様の措置(改正予定)が平成17年4月1日以降も講じられるものとして算出した額である。
 2 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。
 3 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1))と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。

(7) 平成17年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。
 2、一般行政経費
 一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。
 (2) 平成17年度地方財政計画においては、一般行政経費(単独)のうち、人間力の向上・発揮(教育・文化・科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築、地球環境問題への対応といった新重点4分野や社会福祉系統経費、市町村合併、治安維持対策に係る施策など地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、その他の分野に係る既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約0.4%減の11兆6、200億円

程度(国庫補助負担金の一般財源化に係る影響額を除く)を計上することとしていること。
 また、平成17年度は投資的経費(単独)との一体的かい離は正分として、市町村合併や電子自治体の推進に要する経費及び公立保育所運営費の超過負担解消分3、500億円を増額計上することとしており、これを含めた場合、前年度に比し約2.6%増の11兆9、700億円程度となること。
 なお、平成17年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行した事業については、上記とは別に、所要の事業費全額(2、700億円程度)を計上することとしていること。
 (3) 平成17年度から一般財源化する国民健康保険の保険基金安定制度(保険料軽減分)1、917億円・新たに創設する都道府県財政調整交付金3、532億円及び国保財政安定化支援事業1、000億円については、上記(2)とは別に、国民健康保険関係事業費(仮称)として所要の事業費全額(8、366億円)を計上することとしていること。
 (4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
 (5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成17年度においては、5、700億円程度(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているので、各地

方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
 (6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。
 3、投資的経費
 地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。
 (1) 国の公共投資関係費は前年度比4.0%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約1.1%減の1兆1、400億円程度、補助事業費については、前年度に比し約8.0%減の6兆1、700億円程度となる見込みであること。
 (2) 地方単独事業費については、前年度比8.2%減の12兆3、700億円程度を計上することとしているが、一般行政経費(単独)との一体的なかい離は正分を除いた伸び率は3%の減であり、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要事業量を確保されたいこと。

(3) また、公共工事コスト縮減に積極的に取り組むとともに、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図らねばならない。

4、公債費

公債費については、平成13年度に貸付決定された特定資金公共投資事業債の平成17、18年度の償還分を国の平成16年度補正予算(第1号)で前倒したことなどにより、地方財政計画上前年度に比し2・2%程度の減を見込むこととしているが、なお高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的視点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

また、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

5、維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し1・7%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能都十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

また、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

6、公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関す

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当で

きることをしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まねばならないこと。

また、公営競技収益金については、引き続き均てん化を推進することが必要であり、平成17年度で期限切れとなる公営企業金融公庫納付金制度については、その延長を図る予定であること。

るものとされているところであり(平成12年5月26日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。

(3) 公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づき指針に従い、必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、取引金融機関の経営状況など必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用を努められたいこと。

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

地方公営企業(略)

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務と受託することが盛り込まれているところであること。

政 策

ブロードバンド・ゼロ地域 脱出計画について

総務省総合通信基盤局
高度通信網振興課

1、はじめに

ブロードバンド基盤の整備は、IT利活用の高度化のために不可欠であり、全国どこでもブロードバンドが利用できる環境が実現されることが重要である。

しかしながら、現状では、都市部を中心に基盤整備が進展しており、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくい地域は十分に整備が進んでおらず、地理的要因によるデジタル・デバイド（情報格差）の是正に向けた取組みが喫緊の課題となつてきています。

こうした認識の下、昨年6月より

行つてきた本研究会での検討の中で、地域におけるブロードバンド基盤整備において、先進的な取組みを行う地方公共団体が一定の役割を果たす事例が増加していることがあらためて認識されました。

そこで、「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会」ではこのたび、地域においてブロードバンド基盤整備に取組む場合の課題や方策につき、地方公共団体向けに整理した中間報告をとりまとめました。

本中間報告をとりまとめるにあたっては、

最終的にはFTTH（光ファイバ）を念頭に置いた整備目標を持つことが望ましい。

ただし、ブロードバンド・ゼロ地域においては、他のメディアを緊急に整備することも重要な選択肢である。

この2点が、本研究会の主な基本的認識となつていきます。

なお、本中間報告（案）の全文については、総務省ホームページに掲載されています。
(URL) http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041217_8.html

2、中間報告のポイント

(1)ブロードバンド普及の現状

我が国においては、事業者間の競争が進んだこと等により、「安全」と「速さ」の面で、世界一のブロードバンド利用環境を実現しているとの国際的評価を受けています。一方、ブロードバンド加入者数についても2

001年頃から急速に増加しており、2004年9月末時点で、DSL加入者数は1,200万を超え、世界に先駆けてサービス提供が開始されたFTTH（光ファイバ）サービスの加入者数についても200万を超えており、ブロードバンド加入率は全世帯の約3割強に達しています。

(2)ブロードバンド整備の意義とデジタル・デバイス提供の必要性

地域においてブロードバンド基盤整備を行うことは、「高速・大容量通信が可能」「常時接続」「双方向性」という特性を活かし、インターネットそのものの安全で安定的な利用環境を整えるとともに、住民生活の向上・地域経済の発展・地方行政の効率化・高度化といった諸側面において大きな積極的効果・効用を有しています。

一方、ブロードバンドの普及状況は、都道府県により、また市町村の人口規模により格差が見られます(図1、2参照)。さらに、ブロードバンド・サービスが提供済みとされている市町村においても、実際に加入可能であるのは一部世帯でしかない場合も多く見られ(図3参照)、同一市町村内のデジタル・デバイスも生じています(域内の全世帯が加入可能な市町村の割合は、ADSLの場合約51%、光ファイバの場合は5%弱に過ぎません)。

以上のような地理的デジタル・デバイスデバイドを放置しておくと、ブロードバンドを利用できる地域とで

きない地域では、将来的に享受できる便益の格差が拡大して社会経済問題化することが懸念され、その解決が急務とされているところです。

(3)地域におけるブロードバンド基盤整備に関する考え方

ブロードバンド基盤整備は、民間が主導的役割を担い、国がその力を発揮できる環境の整備を行うことが原則ですが、特に整備の遅れた地域においては、地方公共団体もこれを自らの問題として捉え、地域自らのイニシアティブで、民間活動の補完的・促進的役割を果たし、地域の実情に応じた整備を迅速に推進することが必要であると考えられます。

また、地域における基盤整備を進めるにあたっては、

都道府県は、整備目標、整備レベル等といったビジョンを作成する。

市町村は、地域住民に近い立場から、ブロードバンド誘致に対する住民や地域社会の意向、活動状況といった地域の実情の把握に努め、整備を推進する。

地域社会は、地域ニーズの把握や、事業者等との協議を行う(地方公共団体は情報提供等の側面支援を行う)。

事業者は、整備を進める上で地域が必要とする情報を可能な限り提供する。

といった役割分担が望ましいと考えられます。

(4)地域におけるブロードバンド基盤整備に関する課題と対応

以下の主な諸課題に順次対応する

政 策

図1 都道府県別ブロードバンドサービス普及割合(提供市町村ベース)

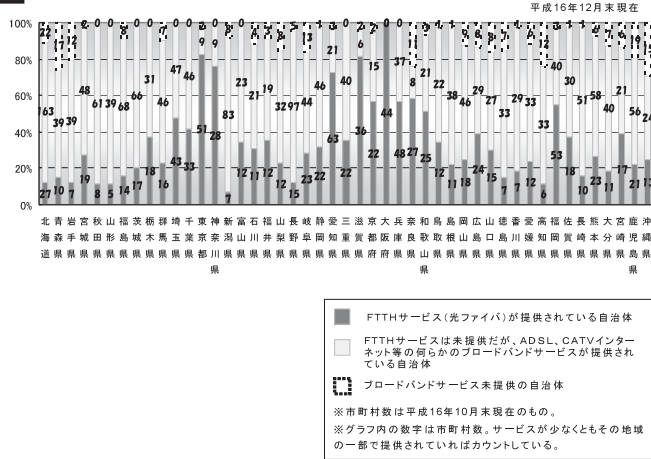


図2 ブロードバンドサービスの種類別・人口規模別普及状況(平成16年10月末現在)

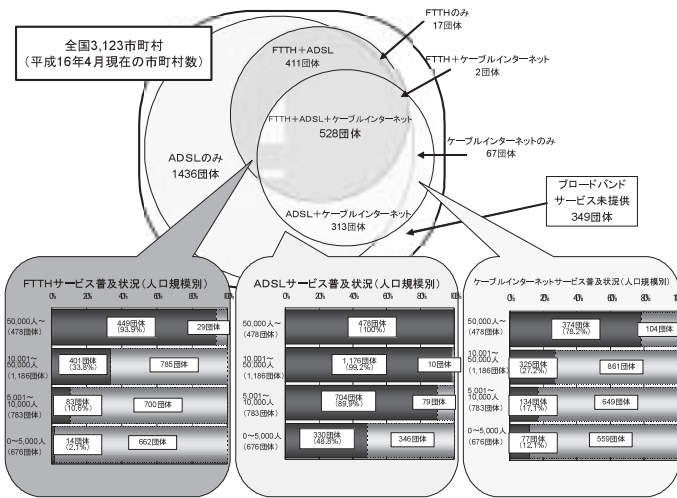
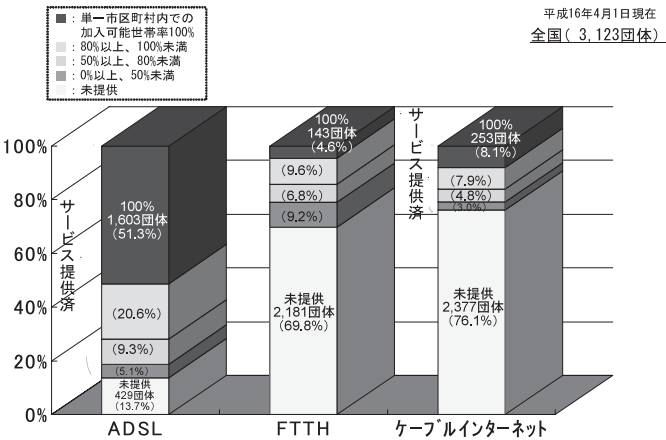


図3 単一市区町村内での加入可能世帯率からみたブロードバンドサービスの提供状況



ことにより、地域におけるブロードバンド基盤整備を推進する事例が各地に見られます。

整備目的の明確化

「地域の抱える様々な課題や目指す発展の方向に対して、ブロードバンドがどう貢献できるか」との観点から整備目的を明確化する。

e戦略・整備計画の策定

都道府県がIT戦略/e戦略を策定し、その中にブロードバンド基盤整備計画を位置付ける。

事業者との協議・調整

サービス提供見直し、サービス開始に必要な需要規模等の確認、概算見積り等について、事業者との協

議・調整を行う。

利用者のニーズの把握

ブロードバンド利用希望の有無、需要規模、希望する利用方策等について把握する。

国や近隣地方公共団体との情報交換

ブロードバンド普及状況、他の地方公共団体の支援策等につき情報交換し、首長や議会、地域社会の意識高揚に努める。

効果的な支援措置

初期投資軽減のための補助金、設備設置空間やバックボーン回線の確保等の支援措置を講ずる。

地方公共団体が自己設置する光

ファイバ網の開放

空き芯線開放のため、平素から開放可能部分に係る情報を整備・開示する等の条件整備を行う。

人材の確保

ブロードバンド基盤整備に強い人材の育成に努めるとともに、地域でのブロードバンド基盤整備のアドバイザーをリストアップし、地域のITズに即応できる体制整備を図る。

3、おわりに

本中間報告は、「ブロードバンド・ゼロ地域脱出計画」とのタイトルにもあるように、ブロードバンドの利

用できない地域を有する地方公共団体が、民間サービスを誘致する等によりブロードバンドが利用できる環境を整えようとする際の行動の手引き・マニュアルを提供するものです。

上記のポイントに加え、ブロードバンド基盤整備推進のための事務フローや先進的自治体の取組事例(コラムにて紹介)、光ファイバやADSL等の整備コスト事例、地方公共団体が単独事業として行っている補助金や光ファイバの保有状況等、多くの資料やデータを提供しています。少しでも多くの地方公共団体の方が本中間報告を参考に、ブロードバンド基盤整備に向けた取組みをなされることを期待しています。

随 想

わが町のコミュニティ活動

随 想



茨 城 県
さん 和 町 長
三 野 喜重郎

最近の国内ニュースで話題になるのは、政治面では三位一体の行政改革そして社会面では殺人、振り込み詐欺等の凶悪事件である。いずれも明るい話題ではない。特に、凶悪事件はどこまで行くのかとどまる所を知らない。

日本古来の社会秩序や日本人の道徳観念の崩壊であり、由々しき問題を投げかけている。

戦後日本は、敗戦の中から立ち上がり、10数年にして復興の兆しが見え、20年から30年を経て予想を超える高度経済成長を成し遂げた。豊富な資源、大量生産、大量消費の社会に突入してまさに世界に冠たる栄華を極めた。

驕れるもの久しからずとは源平の時代ばかりではない。華やかなりし昭和末期の時代は露と消え、平成の不況は日本全土に物心両面から大きなつげを残した。その結果生じた現象が、今話題の三位一体の行政改革と凶悪事件の増加ではなかるうか。

NHKでは、「ご近所の底力」と題して、地域のいろいろな難問解決にご近所交流の中から生活の知

恵を引き出して解決した例を紹介している。

また、当茨城県においても地域の安心安全や環境改善等に住民の連帯意識を深めさせ、地域づくりを支援しようとご近所の底力再生事業に助成金を出すことになった。いわゆる、地域住民の相互扶助づくりである。これは江戸時代から古く地域に根付いていたものだが、戦後は殆どの地方で消滅してしまったものである。

そこで当町のご近所の底力現代版を紹介してみよう。

当町では、平成5年度に小学校区を単位にコミュニティ活動を推進する新しい組織を作った。この組織は地域住民相互の交流の中から地域のさまざまな問題について

自主的に解決を図り、連帯意識による新しい地域社会の創造を目的としている。

年間の行事は各コミュニティ単位によって多種多彩、4月の総会でその年の役員や年間行事計画を立てる。地域の環境整備や清掃自主防災、救急救命訓練、親子ハイキング、夏の盆踊り、花火大会、3世代交流のレクリエーション、スポーツ大会、商店街のスタンプラリー、クリスマススのサンタ宅配便、敬老の年越しそば会等々、各季節にあつた交流の場を設けて地域住民のふれあい、語り合い、助け合いを合言葉に、地域内住民の絆を強くしている。

また、最近では地域の防犯目的に犬の散歩や外出時の車での防犯パトロール、学校の週5日制による土曜日の週末支援活動等にコミュニティが協力し大いに活動の場を広げている。

当町は昭和50年代以降宅地開発が急速に進み、人口2万から4万に倍増した。そこで新旧住民交流の場としてコミュニティ活動が大きな成果を挙げ、現在これが地域活性化や防犯に大きく寄与している。

今後市町村合併が進む中で、地域コミュニティ組織の活動はますます重要になるものと思われる。



自主防災訓練



クリーン作戦

政策リーダー

政策リーダー

平成15年度国保財政状況
まとまる 厚生労働省

厚生労働省は1月14日、平成15年度市町村国民健康保険の財政状況(速報)を公表した。

一般被保険者分、退職被保険者等分、介護保険分を合わせた収入合計は10兆4、638億円、支出合計は10兆3、186億円となっており、収支差引額は1、451億円となっている。収入支出から基金繰入(取崩)金、前年度からの繰越金、基金積立金及び前年度欠損補填等を除いた単年度収支差引額は1、074億円の赤字となり、一般会計繰入金のうち赤字補填を目的とする収入を除くと3、865億円の赤字となる。

このうち、一般被保険者分は収入合計7兆7、909億円、支出合計7兆6、531億円、収支差引額は1、378億円の赤字となっているものの、単年度収支差引額では1、009億円の赤字となっている。

単年度収支での黒字保険者は855保険者(前年度比318保険者減)で、その総額は334億円(同60億円減)となっているのに対し、赤字保険者は2、289保険者(同238保険者増)で、その総額は1、408億円(同207億円増)の赤字となっている。

また、保険料(税)の収納状況では、全国平均90・21%(同0・18%減)に対し、市部平均89・28%、町村部平均93・76%(共に同0・10%減)となっており、収納率100%の保険者も44保険者(同18保険者減)と減少傾向にある。

地方分権推進連盟総会を開催

全国町村会など地方六団体が、去る11月17日に、「三位一体の改革」を実現し、地方分権を推進することを目的に創設した地方分権推進連盟(会長は地方六団体の議会3団体の会長が共同で務める)の第1回総会が都市会館において開催された。

総会では、主催者挨拶に続き、来賓の今井宏総務副大臣、顧問の自由民主党の武部勤幹事長及び公明党の冬柴鐵三幹事長から挨拶をいただいた。その後、梶原拓全国知事会長による「三位一体改革」の総括、神野直彦・東京大学大学院経済学研究所教授の「三位一体の改革・真の地方自治の確立について」と題する講演を挟み、同連盟の活動方針、地方分権改革の推進に関する決議を採択した。

活動方針では、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を推進するため、平成17・18年度の改革に止まらず、第2期改革も見据えながら、適宜、効果的な時機にシンポジウム、総決起大会などを開催し、実行運動を展開することなどを確認した。

また、決議においては、地方分権改革を推進するため、地方の改革案の実現に向け、引き続き、政府・国会に対し強力に働きかけを行うとともに、住民の意向に沿った政治・行政を可能とする改革こそが我々の目指すものであることを、広く国民の理解が得られるよう、更に一層運動を展開していくことを決定した。

大店立地法の新指針で素案

経済産業省

経済産業省はこの程、店舗面積が1000平方メートル以上の大型量販店を新增設する際に、周辺地域の生活環境に対し、出店者が配慮すべき事項を定めた大規模小売店舗立地法(大店立地法)に関する新たな指針の素案をとりまとめた。

素案では、周辺地域の生活環境の保持を大型店の社会的責任と位置付けたほか、法律・指針に抵触せず、公平性・透明性が確保される範囲で自治体が独自に運用することが可能であることを明記。基本的事項として、深夜営業への慎重な対応、地元向け説明会の場所・日時を配慮すること等を従来の指針に追加した。

施設の配置及び運営方法に関する事項では、駐車場について、必要台数に関し自治体独自の運用を認めただほか、バイク等の駐車場確保、混雑した場合の交通整理員や深夜の警備員配置の重要性を指摘。

また、廃棄物については、リサイクル体制が進展したことから、従来の3区分を「ガラス製」「生ごみ」等6区分に増加すること、調理臭や悪臭が広がらないよう換気口・排気口対策の充実等を求めた。

さらに、街並みづくりについて、景観法の制定に伴い、景観計画及び景観地区ではその内容に建築計画を合致させるべきことを追記した。

新指針は、パブリックコメントを経て今年度中に施行される見通し。